

○南房総市移住・定住プロモーションロゴマークデザイン取扱要綱

令和4年4月1日

告示第103号

(趣旨)

第1条 この告示は、南房総市移住・定住プロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）のデザインの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 ロゴマークのデザインに関する一切の権利は、市に帰属する。

(料金)

第3条 ロゴマークのデザインの使用の料金については、無料とする。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークのデザインを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ移住・定住プロモーションロゴマーク使用承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共的団体が公用で使用する時。
- (2) 報道機関が市政に係る報道及び広報の目的で使用する時。
- (3) 市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(使用期間)

第5条 使用期間は、承認日から1年以内とし、申請書に記載のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) パンフレット等の印刷物を作製し1年を超える期間、使用する時。
- (2) 商品の開発を行い、1年を超える期間、販売する時。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1年以内の使用期間を設けることが困難であると認められる時。

(使用の承認等)

第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、速やかにその可否を決定し、移住・定住プロモーションロゴマーク使用承認・不承認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（承認の基準）

第7条 ロゴマークのデザインの使用承認の基準は、次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教を支援し、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (3) 市の信用及び品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められるとき。
- (5) 品質及び性能に関し、公的機関の認定が必要な商品について、当該認定を受けていないとき。

（使用上の遵守事項）

第8条 第6条の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が別に定める南房総市移住・定住プロモーションロゴマークガイドラインを遵守しなければならない。

（変更の申請等）

第9条 申請書の内容に変更があつたときは、移住・定住プロモーションロゴマーク使用変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による提出があつたときは、その内容を審査し、速やかにその可否を決定し、移住・定住プロモーションロゴマーク使用変更承認・不承認通知書（別記第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークのデザインの使用承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により承認を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、移住・定住プロモーションロゴマーク使用承認取消通知書（別記第5号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、直ちにロゴマークのデザインの使用を中止しなければならない。

4 第1項の規定により承認を取り消された者に生じた損害は、使用承認を取り消された者の負担とする。

（損害賠償）

第11条 使用者は、前条第1項各号に該当する行為をしたことにより市に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、承認を受けた使用する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークのデザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。